

## 7. 日本自閉症協会

1 ○地方自治体が独自で実施している障害者福祉事業（国の福祉サービス対象外）を民間に委託した場合の委託費等に係る消費税について、一定の要件をみたすものについては非課税扱いになるよう、消費税アップの機会に行っていただきたい。

各自治体が地域の実情にあった障害福祉を推進することが求められている。例えば、自治体独自の発達障害者等の社会不適応予防や自立を支援する事業、ひきこもりの予防に関する事業などがそれである。

しかし、地方自治体が民間に委託して実施している障害福祉事業は現在、消費税の対象である。厚労大臣の告示「社会福祉事業の委託に係る取扱い」があり、一部非課税扱いについて示されているが、それに追加していただきたい。

## 8. 日本精神保健福祉事業連合

1 ○消費税10%になった時には福祉財源に充当することを表明していたので、実行していただきたい。

2 ○障害福祉サービス事業所に関しては、基本的に軽減税率の対象にしていただきたい。就労支援事業所において工賃向上を求められている中、それを抑止する状況に陥る可能性がある。

## 9. 日本難病・疾病団体協議会

該当なし

## 10. 日本発達障害ネットワーク

1 ○消費税の解釈について、年度途中での変更に対応をするよう指示して欲しい。社会福祉法人を展開しているが、事業展開している行政単位の税務署の解釈と、法人本部がある税務署の解釈が異なり、法人が一方向的に消費税を払わされる例がある。税務署同志は話し合いをしないとのことである。こういう際はどうしたら良いのか？事業委託については、年度初めに契約することが多く、途中での消費税変更に対応してもらうようにして貰いたい。

## 11. 全国地域で暮らそうネットワーク

1 ○福祉人材の確保に対する十分な対応をお願いいたします。前回同様に、基本報酬単位数への上乗せが必要と考えます。基本的には、各サービスの給付費対象費用から人件費その他の非課税品目を除いた課税費用率を算出し、これに税率引上げ分を乗じて基本報酬単位数へ上乗せが必要と考えます。その際、消費増税に伴う物価高騰による価格変動等は利用者の生活、事業所経営（例えば訪問、送迎にかかるガソリンの高騰、除雪、暖房等）に大きな影響を与えることも踏まえてご検討いただきたい。

2 ○消費増税は利用者の生活にもかかわることから、入所者の補足給付、グループホーム利用者への家賃補助に相当する補足給付等の消費増税分の上乗せが必要と考えます。